

令和 2 年11月27日

特許庁庁舎16階 特別会議室＋WEB 会議室

産業構造審議会知的財産分科会

第43回特許制度小委員会

議事録

特 許 庁

目 次

1. 開	会		1
2. 議事の運営等について			1
3. 議	事		2
(1)	早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型（二段階訴訟制度）		2
(2)	侵害者利益吐き出し型賠償制制度		23
(3)	災害等の発生時における割増手数料の取り扱い		44
4. 閉	会		46

開 会

○猪俣制度審議室長 定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第43回特許制度小委員会を開会いたします。

本日は御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は一部の委員の方におかれましては Skype による参加となります。会議室と Skype で参加されている方とはリアルタイムに音声のやりとりができるようになっております。

御発言いただく際ですけれども、会議室にいらっしゃいます方は挙手いただきまして、指名されましたらまずはボタンを押して、卓上のボタンが赤く点灯していることを確認いただき御発言いただき、御発言が終わりましたら再度、ボタンを押していただくようお願いいたします。また、オンラインにて御出席の皆様につきましてはチャット欄に発言希望の旨を御記入ください。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際にはマイクをオンにさせていただきますようお願いいたします。

議事の進行につきましては、玉井委員長にお願いしたいと思います。

○玉井委員長 ありがとうございます。

本日は飯田委員、佐藤委員が御欠席です。

蘆立委員、黒田委員、設楽委員、鈴木委員、田村委員、長澤委員、中畑委員、山本委員におかれましては Skype での御参加となっております。

また、佐藤委員の代理といたしまして、最高裁判所行政局第一課長、中島崇様が Skype で御出席でございます。

なお、長澤委員におかれましては Skype で途中参加をされると伺っております。

続きまして、具体的な審議に先立ちまして、本委員会の議事の運営等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

議事の運営等について

○猪俣制度審議室長 まず本日の委員会は、全委員数17名のうち15名の委員の皆様にご出席いただき、産業構造審議会運営規程第13条6項の「全委員数の過半数の出席」という条件を満たしておりますので、滞りなく開催が可能です。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。本日の審議会におきましては、議事次第、配布資料一覧、委員名簿のほか、資料１から資料３についてはお手元のタブレットで御覧いただければと存じます。タブレットの使い方についてお困りになった場合にはお席で手を挙げていただくなど合図していただきましたら、担当の者が対応いたしますので、よろしくお願いします。

Skype で御参加の方々には事前にデータをお送りさせていただいております。

続きまして、議事の公開について、本委員会では新型コロナウイルス対応、サーバー負荷軽減などのため、一般傍聴及びプレスの方の傍聴につきましては Web 傍聴に限って可能として、配布資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたしますので、よろしくお願いします。

議 事

（１）早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型（二段階訴訟制度）

○玉井委員長 それでは、議題に入ります。「早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型（二段階訴訟制度）」について、資料１をもとに事務局より御説明をいただき、その後、質疑に入りたいと思います。

事務局から御説明をお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 御説明します。資料１をお開きいただきまして、２ページ目を御覧ください。

まず中間とりまとめから一部抜粋、一部加工して資料を表示しております。課題として、特許権侵害訴訟におきまして、損害の有無・範囲（損害論）の審理を経ることなく、侵害の有無（侵害論）について早期に確定判決を得たいというニーズですとか、早期の差止めを実現したいというニーズがございます。このニーズに応えますためには、損害賠償請求訴訟を提起せず、差止請求訴訟のみを提起すれば、侵害論のみの確定判決を得て、早期の差止めを実現できる。また、早期の差止めを実現するには、差止めの仮処分によることも考えられますが、差止めの仮処分は暫定的な紛争解決とされておりますことから担保が必要であるということがございます。問題定期としまして、既存の手続類型では対応できないケースがどの程度あるか、そして差止め仮処分のための担保が用意できないケースはどの程度あるか、この場合には二段階訴訟制度が求められるということになるかと思っ

ております。こういったニーズがどれぐらいあるかということだと思います。そして先ほど申し上げたユーザーの方々にとっては有意義な制度となるかもしれませんが、実際のニーズとして、ニーズがあるという声が聞かれないという意見もございました。この制度の導入のニーズについてどのように考えるべきかという問題提起をさせていただいております。一番最後のポツでございますが、二段階訴訟制度を採用するドイツでは、侵害者に会計情報を提出させることにより和解交渉を促進させていると言われております。しかし、中間とりまとめではドイツのような会計情報請求権が特許権者側に認められることについては懸念が大変強く、こうした会計情報請求権のような仕組みについては、慎重に検討すべきと考えられると中間とりまとめでは記載させていただいております。逆に言いますと、こうしたドイツのような会計情報請求権がなくても、和解促進は可能かということの問題提起させていただいております。

3 ページ目を御覧ください。中間とりまとめに対するパブリックコメントに関して賛成の方々、慎重な方々を抜粋して書かせていただいております。賛成の方々については、第一審の侵害論の議論に専念できるなど、裁判の迅速化や効率的な進行が図れるのではないかという話、そして2つ目といたしまして、損害賠償義務の確認の判決を裁判所が下しさえすれば、多くの事件で話し合いによる解決も可能になるのではないかと。したがって、裁判が早く進むのではないかと。ということでございます。裁判が早くなること、そして和解が進むのではないかと。というような論点があろうかということでございます。下のほう、慎重な意見もございました。現行の訴訟実務（二段階審理）に問題意識はない。また、現状として不合理に時間がかかっているのか、何が障害で時間がかかるのか事実確認されていない。差止判決の下では、こちらのほうは二段階訴訟制度を仮に導入した場合に、差止の判決と損害賠償義務の確認、そういったものが出た場合だと思いますけれども、実施者は特許権者に優位な状態で交渉を強いられるため、技術経済価値の観点から納得性の高い解決が得られないおそれがあるのではないかと。そして、そもそも侵害の事実のみを確認するニーズが確認されていないという意見がございました。またほかの方の御意見として、早期の紛争解決が図られるのか疑問。差止請求のみを提起した場合と比較して、二段階訴訟を提起した場合には早期に侵害が確定することについて説明がなされていない。制度化の必要性やニーズが不明であることから、検討を進めるには慎重であるべき。こういった議論もございました。

次に、まず4 ページ目を御覧ください。既存の、現行であります主な手続類型と二段階

訴訟制度の考えられるメリットを整理して書かさせていただいております。現在、特許侵害訴訟で主に使われる手続類型としては、こちらの上に書かさせていただいております差止請求訴訟と損害賠償請求訴訟をまとめて一つの訴訟において併せて請求するというのが一般的かと思います。この場合の論点としましては、損害論の審理期間の分だけ差止請求の認容判決が出るのに時間を要するのではないかとということでございます。※で書かせていただいておりますが、現行でも差止請求訴訟のみを請求すれば、損害論を審理することなく、差止請求の認容判決が出ることはございます。次に、侵害論の確定判決を前提とした和解ができない、侵害論の確定判決さえ出れば和解ができる場合において、損害論を経ますため、前提として和解ができないということでございます。ただ、現行でも心証開示後等によければ和解協議・解決は可能だということでございます。下のほうを御覧ください。第2段階訴訟制度＝侵害論のみの確定判決を得る場合でございます。第1段階の訴訟として侵害論を行い、上訴も含めまして判決が確定をする。その後に和解、あるいは第2段階の訴訟において損害賠償の額を審理するということが考えられます。この場合のメリットとしまして、上記と比較した場合、特許権者の側にとっては選択できる訴訟類型が増える。そして損害論の審理を待たずに差止請求の認容判決が出る。そして侵害論の確定判決を前提とした和解が可能ということでございます。

次のページ、5ページ目を御覧ください。ここから3つほど既存の手続類型で行えることについてを御説明差し上げます。まず1つとして、差止めの仮処分を先行して行うということでございます。これであれば、仮処分命令が出ましたら迅速な差止めが可能でございます。他方、課題で書かさせていただいておりますが、仮処分命令を発動するには担保金が必要でございます。この担保金を用意できないのでなかなかこうしたケースができないというケースがどれぐらいあるかと共に、この担保金を用意できないという問題は資金の問題でありまして、本来、二段階訴訟の趣旨としましては、早めに侵害論の認容判決を得たいですとか、早期に差止めを行いたいということでございましたので、少し資金の問題とは二段階訴訟導入の趣旨としては異なるのではないかと問題提起を書かさせていただいております。

次に6ページ目でございますが、差止請求訴訟と損害賠償請求、そして仮処分を同時に提起する場合でございます。この場合はメリットとしまして、迅速な差止めを実現できますと共に、これまで二段階訴訟制度のニーズと言われておりました時効の管理が不要となるということでございます。ただ、課題としましては、先ほどのものと同じでござい

ますが、担保金を用意できない場合には仮処分の発令は難しいということでございます。

7 ページ目を御覧ください。こちらは差止請求訴訟のみを初めに先行させて、その後で損害賠償請求訴訟を行うということでございます。この場合でありましたら、損害賠償請求訴訟は後で行いますので、メリットとしては損害論の審理をする必要がなく、その分だけ迅速な差止請求の認容判決・差止めを実現できるということでございます。ただ、課題としましては、よく言われております損害賠償請求権の時効の完成が猶予されないため、事案によっては差止請求におけます侵害論の審理を待ってから損害賠償請求訴訟をすることができない場合というものが考えられるかと思えます。また第2段階訴訟（損害賠償請求訴訟）におきまして侵害論の審理を繰り返す必要がございます。そのため、損害賠償による救済を得るのに時間がかかる場合が考えられます。問題提起といたしまして、こうした時効の管理のため、そして損害賠償請求を後で請求すると時間がかかるために、こうした課題、課題を解決するために、二段階訴訟制度を導入するニーズはどの程度あるかということの問題提起させていただいております。

続いて、8 ページ目を御覧ください。ドイツにおける制度を簡単に書かさせていただいております。ドイツでは特許権者は侵害論の審理の後、侵害者の会計文書等の提出を求めることができることになっています。会計文書等の提出により、損害賠償の範囲を見積もることが容易になり、あるいは侵害者が会計文書等の情報の提出を避けようとするため、和解交渉が進むと言われております。一方、先ほど申し上げたとおり、こうしたものの義務付けは日本では懸念が大変強く、また我が国では、裁判手続の中で裁判官が調整する形で和解協議が行われることが多いと言われております。問題提起としまして、会計文書等の提出なしに、侵害論（第1段階）の確定判決後、当事者間のみの交渉で和解による迅速な紛争解決が期待できるかという問題提起をさせていただいております。

こちらのほうは法制上の課題の例として、確認の利益と金額の明示について書かさせていただいております。いわゆる侵害論のみの訴訟といたしますと確認訴訟となりますので、その対象が無限定となっております。日本では確認の訴訟を認められるのは限定的だと言われております。確認の利益が認められる場合につきましては、原告の権利又は法的な地位について不安・危険が現存し、その除去のために一定の法律関係の存否を被告との間で判決により確定することが必要かつ適切であり、確認訴訟が最も適切な訴訟である場合に認められるとなっております。なお、これまで一部の委員の方からは、（1）侵害論だけ確定すれば当事者間で紛争解決が迅速に進む可能性が高いこと、これがすなわち確認の利益

かと思えます。そしてその上で、特許では損害額の算定に定型的な困難性を伴うことも説明できると、確認の利益を説明することは可能なのではないかというふうな御意見もございました。日本ではドイツのような会計情報提出義務がない中で、二段階訴訟における侵害論のみの訴訟に「確認の利益」が認められるかという問題提起をさせていただいております。次に金額の明示でございます。判例によりますと、損害賠償請求権確認の訴えでは、金額を明示しなければならないこととされております。この二段階訴訟制度における侵害論のみの訴訟におきまして、金額を定めずに訴訟を提起できるように特許法で法制化することが認められるかということを問題提起させていただいております。

10ページ目でございます。検討の視点について、まず既存の手続類型での対応ということで視点を書かさせていただいております。二段階訴訟制度の導入によりまして、特許権者にとって選択できる訴訟類型が増えるメリットはございます。他方で、侵害論のみの確定判決を得たい、早期の差止めを実現したいのであれば、差止めの仮処分を申立てることを利用する、あるいは差止請求訴訟のみを先行して請求するなど、既存の手続類型でもある程度対応できると考えられますが、既存の手続類型では対応できないケースがどの程度あるかどうかということでございます。早期の差止めのための既存の手続類型としては、先ほど申し上げたとおり、仮処分を使うことも可能でございます。ただ、担保金が準備できない場合には発令ができませんので、この担保金が用意できない課題に対しまして、二段階訴訟制度の導入という解決策は適切なのかどうかということでございます。また、侵害論の審理を待たずに差止請求の認容判決を得る既存手続類型としては、差止請求訴訟を先行して損害賠償請求訴訟を後で請求することも考えられますが、先ほど申し上げたとおり、時効の管理が難しい場合、損害賠償請求訴訟におきましても、再度侵害論を繰り返すため時間がかかということを当事者として考える場合には、この手続類型の利用は難しいとも考えられますが、こうしたニーズはどれほどあるかということでございます。

11ページ目でございます。制度導入の必要性でございます。ドイツでは、会計情報の提出義務が当事者同士の和解交渉に重要な役割を担っていると言われております。ただこうしたものを義務づけることは日本では難しい。それを逆に考えますと、仮に日本で二段階訴訟制度を導入したとしても、上記のような会計情報の提出義務のような法的効果がなければ、迅速な紛争解決につながらないのではないかという意見もございますが、それについてどのように考えるべきかでございます。次に、企業の早期の経営判断ができるメリットというものも外部のヒアリングを通じて得られましたので、こうしたものは考えられ

るかということ論点を論点出ささせていただきます。二段階訴訟の導入のメリットとしまして、例えば、中小企業・スタートアップの方々において、侵害論のみの確定判決が早期に得られることで、早期の経営判断ができる、あるいは、いち早く資金調達面・企業PR等の契機につながるようなこともメリットとして考えられるかどうかということでございます。

12ページ目でございます。会計情報の提出義務のような法的効果がない中、二段階訴訟制度におけます侵害論のみの訴えに「確認の利益」が認められるかどうか。そして金額を明示しないで訴訟が提起できるよう、特許法において法制化することが認められるかどうかという法制上の論点も書かせていただいております。

最後のページ、13ページ目は審理期間の単純な比較でございます。左のほうは日本でございますけれども、こちらは知財権民事事件でございます。特許の侵害事件だけではございませんが、平均審理期間としては1年余り、これは侵害論、心証開示、損害論を含めてでございます。※1の後半部分、最後のほうに書いておりますが、特許侵害訴訟におきましては、統計データはございませんが、侵害論1年程度、損害論は1年から1年半という御意見もございます。そうしますと、日本での特許権侵害訴訟につきましては、地裁におきましては2年～2年半ということも考えられます。他方、ドイツでございます。ドイツは侵害論で行きますと9ヵ月から18ヵ月ということなので、大体1年余りということかと思えます。そしてここでほとんどのところで約9割の事件が和解すると言われておりますが、仮に損害論まで移行した場合には、地裁におきましては更に1年余りということなので、損害論も含めた審理期間という意味で言いますと概ね2年余りということで、日本ともそれほど差はございませんが、侵害論だけで終わる場合にはこれも会計情報による和解がかなりインセンティブとして重要な役割を担っていると言われていたという状況でございます。

私からの説明は以上となります。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

それでは、今の御説明に関して自由に御議論いただきたいと思っております。御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。会議室にいらっしゃいます委員の皆様は御発言の際は挙手をいただくようお願いいたします。オンラインで御出席の皆様につきましてはチャット欄に発言希望の旨を御記入いただきまして、その書き込みを見て御指名をいたしますので、御発言いただく際にマイクをオンにさせていただくようお願いいたします。い

かがでしょうか。

では、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 高橋です。二段階訴訟の議論については、資料の8ページを御覧いただきたいのですが、これまでドイツ法をベースに議論をしてまいりました。ドイツ法をベースに議論をしてまいりますと、この8ページの下段にあるように、損害賠償義務の確認、会計文書の開示請求、そして侵害行為の差止請求、の3つが議論の俎上に上がりますが、これまで2番目の会計文書の開示請求と3番目の差止請求に関しては産業界から強い懸念が出ていました。どういうものかということ、会計文書というのは機微な情報が含まれるので、こういったものを開示するのはどうかということと、そして差止めに関しては、差止請求訴訟がある上で、更に追加の類型を設けるということで、差止請求権を増強することになるのではないか、そのような懸念から反対というか、強い懸念が出ていると私は認識をしています。そうすると、損害賠償義務の確認についてどう考えるのかということが残された議論だと私は認識しています。

その上で9ページに移っていただいて、この点で、上の2つなのですけれども、「確認訴訟における訴えの利益（確認の利益）」及び「確認の利益が認められる場合」に教科書的な記載があります。この点について、今年の4月2日に議論した際に山本先生より、これは、100万円の給付訴訟ができる場合に100万円の給付請求権を確認するというようなことで、そのようなことはできないということでしたが、これは具体的な損害賠償義務の確認を前提とした話だというご説明がありました。しかし、ここで議論しているのはそうではなくて、抽象的な損害賠償義務の確認だというお話がありました。その上でこの資料の中央箇所のように、「特許侵害訴訟においては損害額の確定に一定の期間を要し、侵害論の確定がすれば紛争は早期に解決する、そのような可能性が高いというのであれば制度としても合理性があって、そして確認の利益を説明することは可能です」という、そのようなお話だったと私は認識しています。その上で、ドイツ法をベースに議論するというよりは、日本の消費者裁判手続特例法を参考に議論してはどうかというお話がありました。これがこれまで積み重ねてきた議論の現在での到達地点であると私は認識しています。

では、ということで10ページ以降に進みますが、そうした場合にニーズがあるのかどうかということなのですけれども、私が最も気にしていることは、産業構造が大きく変化し価値源泉が「モノ」から「コト」へシフトしているということです。AI、IoT時代のネット会社において現行の特許制度はイノベーションを促進する機能、役割を十分に果たし得る

のかという、そのような議論の文脈において、この制度も検討すべきではないのかという考えを持っています。したがって、「モノ」から「コト」への「モノ」について見た場合に、物の生産を差止めるとか、物の販売を差止めるとか、もしくは物の販売数量をベースに損害額を算定するとか、というのは「モノ」の世界の話になってきますが、そうであれば、既存の差止請求訴訟なり、損害賠償請求訴訟で十分ではないか、これとは別に新たな訴訟類型を求めるニーズはないのではないかという、そのような御指摘になるのではないかと私は整理しています。

一方で、「コト」について見ると、これはまた様子が随分変わってきます。また「モノ」に戻りますが、「モノ」であれば、製品の中に特許の対象技術があるわけです。ここでは流通している製品を購入し解析をして、そして照合して、侵害であるか侵害でないかという判断ができるのですけれども、「コト」の場合には、データをセンシングし、それを一旦クラウド上に集めて、それをAIで解析し、それに基づく付加価値をサービスとしてユーザーに提供します。ユーザーはそれを端末に表示されているのを見ることになります。このように登場人物が複数登場して、その間を行き交うデータの利活用を通じて特許の対象になる価値というものが発現されますが、その中で、一体誰のどの行為のどの部分の使用が特許の侵害なのかという判断は、「モノ」の場合と比べるとやはり格段に難しくなると考えています。そうなってくると、「コト」に関する発明の価値を顕在化する制度の1つとして位置づけて、本制度を議論することは有益ではないのかという考えを持っています。

その際に、ドイツ法をベースに議論をしますと、やはり差止請求権が強化されるのではないのかという懸念が出てきたり、会計情報請求権によって機微な情報が強制的に公開されるのではないのかというような懸念が出てきて、議論が進まなくなると思います。したがって、消費者裁判手続特例法を参考にしながら、物の売り買いを必ずしも前提としない、AI、IoT時代のネット社会において、特許制度がイノベーションを促進する役割を十分果たし得るのか、という議論の文脈の中で、侵害論の判断について上訴できる制度を正面から議論するという位置づけで整理をして、今後の議論につなげていったらよいのではないかと思います。

10ページに戻っていただきたいのですが、10ページのポツが3つあるのですが、これはいずれも差止請求権に関わるもので、これがあると議論が進まないの、私はこれもう横に置いておいてほしいと思っています。11ページの会計情報請求権がなくても紛争解決につながるのかどうかという点は、やはりそれは「モノ」と「コト」で事情が違ふの

だろうと私は思っています。ですので、そういったことを踏まえながら、侵害認定がより難しくなってくる中で、そこだけを判断して上訴するという制度が本当に不要なのかどうかという議論をする必要があると思っています。

同じく11ページのポツの2番目なのですけれども、「侵害論のみの確定判決が得られることで企業の早期の経営判断ができるメリット」と書いていますけれども、これも今言った文脈の中に置いて議論したほうが座りがいいのではないかと私は思います。

12ページの「確認の利益等」については、今、申し述べた通りなのですけれども、「モノ」と「コト」では違うのではないかと思います。「コト」の世界において、侵害認定がより難しくなる中での、そこだけ確定して上訴できる制度の有効性を議論してはどうかと考えております。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

続いて、萩野委員、お願いできますでしょうか。

○萩野委員 企業体力の乏しい我々中小企業にとっては訴訟の審理期間が長引くほど代理人の費用だとか対応に当たる者の人権費の負担が重くなりますので、そうした意味では二段階訴訟を導入することで判決までに要する時間が短縮するのであれば、この制度は有効だと思っています。ただ一方で、事務局からいただいた資料だと、本制度を導入しても審理期間が短くならないのではないかという指摘もあるようですので、仮に本制度が導入されたとして、本制度を利用することで全体の裁判が遅延されないように留意した上で導入の是非を検討いただきたいと思います。

また、資料の11ページの2ポツ目の後半には、侵害論のみの確定判決が早期に得られることで資金調達のメリットがあるかという問いかけがありましたけれども、資金調達というのは私が考えるには、係争関係のみに着目するのではなくて、それまでの信頼関係だとか、先の企業の見通しや堅実さ、あるいは挑戦の内容とかで、そういった多くの要素を考慮した上で金融機関が判断することが多いと私は思っていますので、判決のみが影響を及ぼすことは余り多くはないのではないかなと考えました。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

続けて、中畑委員、お願いできますでしょうか。

○中畑委員 中畑です。今、高橋委員と萩野委員の中小企業観点と少し重複するところは

あるのですけれども、同じ強い技術を持った小さいプレイヤーであるスタートアップを支援させていただいている立場で、私自身も複数のスタートアップの取締役をやらせていただいている立場で、3点ほど意見を申し上げさせていただきます。

1点目については、今回、2回目ではあるのですけれども、前回に引き続き、今回の議論の大局的な方針を確認させていただきたいと思います。今年の7月10日に「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方 中間とりまとめ」というものが報告されたと思います。振り返りも兼ねて、ページを参照しながら少し抜粋させていただきます。お手元にならない方につきましては、議事録等で中畑の発言から御確認いただけると幸いです。

こちらの中間とりまとめは1ページの「はじめに」に、「近年、AI・IoT技術の進展により、特許制度を巡るビジネス環境は大きく変化している。」という出だしから始まっていて、その後にはビジネス環境はどのように変化しているのかが例示された上で、こうしたAI・IoT技術の進展に伴うビジネス環境の変化は、特許制度を様々な課題に直面させている。特許制度が創造的な技術を的確に保護できるように検討することが急務である。というふうにまとめられています。イノベーションの主体についても変化を生じさせているというふうに言及されていて、オープンイノベーションやオープンソースの活用の観点からも、特許制度は様々な主体にとって使い勝手がいいものにしていく必要があるというふうにまとめられていたかと思います。

また、紛争についても、異業種間の紛争の深刻化をもたらしているということが提起されていて、特許制度においてもこうした紛争解決の変化に対応したルールの整備を求められているというふうに記載されていたかと思います。またこの中間とりまとめの17ページにも、円滑な紛争処理に向けた知財紛争処理システムとしてまとめられていて、本文中にも「近年、ビジネスのスピードが益々加速化し、早期の紛争解決を図る必要性が益々高まっている。特に、自らの技術だけが頼りのスタートアップにとって、迅速な経営方針の決定を可能とするためには、侵害の有無を早期にはっきりとさせるとともに、侵害を早期に是正する必要がある。」という文章から始まっています。また22ページには、その中で「AI・IoT技術の時代において、ビジネスの変化のスピードが益々加速化していく中、早期の紛争解決を図るニーズはこれまで以上に高まっていくものと考えられる。また、紛争の形態が多様化する中、ユーザーのニーズに見合った様々な紛争解決手段の選択肢を増やすことの重要性は高まっていくものと考えられる。」というふうに書かれています。一方で、会情報請求権や確認の利益をどのように説明するのかとか、時効の特例をどのように規定す

るべきなのか、引き続き検討が必要であるという付言はされているものの、最後に、「今般検討を行ってきた新たな訴訟類型については、ニーズがあるという声が聞かれないとの意見も出されたが、侵害の有無を早期に確定させることで早期の紛争解決につなげていきたいというユーザーや、確定判決に基づく早期の差止めの実現を図りたいというユーザーにとっては、有意義な制度となり得ると考えられる。」というふうにまとめられていて、「引き続き具体的なニーズの把握に努めつつ、残された個別の論点について、さらに議論を深めていくことが適当。」というのがこの委員会で結論を出したものだと考えています。この中間とりまとめに対しては、かねてから特許庁の中小・ベンチャー企業向けにつくっていただいた軽減制度やスーパー早期審査、企画調査課のベンチャー支援班が推進していたスタートアップ支援のための i パスや IP BASE などをはじめとする様々な制度というものがつくられていて、スタートアップの経営者やスタートアップを支援する専門家も大変心強く感じたわけです。

もう一度、くどいのですが、この中間とりまとめのビジョンとなるべき大目標というものを確認すると、AI・IoT 技術の進展により特許制度を巡るビジネス環境は大きく変化している。それを踏まえて、特許制度が創造的な技術を的確に保護できるように検討することが急務という大目標をこの委員会で決めたとは私は理解しています。

一方で、ここから先、私の個人的、主観的意見も含まれているのですが、今回の資料を見て、既存の書類類型で対応できないのかとか、制度導入のニーズはあるのか、また11ページにはスタートアップにとってメリットがあるのか、逆に感じるような問題整理がされていたので、何か事情や前提に変更があったりですとか、事情を変更するような意見がどなたかからあったのであれば御教示いただきたいと思っています。これが1点目です。

2点目について、今回の議論の二段階訴訟についてなのですが、スタートアップを支援させていただいている立場から申し上げますと、今回の資料でスタートアップに触れられているのは11ページで、先ほど御紹介があったように、早期の経営判断や資金調達面・企業 PR 等の契機につながるようなことがメリットとして考えられるかという問題提起がされています。これについて結論としては、大いにメリットがあるものと考えています。侵害しているのかどうかの確定した判断がされれば、早期にそれを踏まえて判断ができるのは当たり前で、スタートアップの資金調達というものが約1年間のサイクルで回っていることを考えれば、経営判断をするために必要な情報が早くに手に入ることで生じるデメリ

ットというものは存在しないと思っています。その経営判断の結果として資金調達をするのかとか、PRをどうするのか、提携をどうするのかということを決めることが早期にできるという意味ではメリットしかないと思っています。また、5ページから7ページに差止め訴訟、差止め仮処分を先行して行うことで侵害しているかどうかの判断を実質的に得られるという考え方もあるのですが、スタートアップ側の経営判断としては、差止めがしたいというだけではなくて、例えばロイヤリティを払っていただいた上で技術の社会実装を一緒に進めていきたいというようなニーズも存在しているのですね。なぜなら、そのスタートアップというのはプロダクトとかサービスを社会に広く実装していくということを考えているので、技術をどちらかというところとどんどん使ってほしいし、広めてほしいというふうに考えているからなのです。というのがスタートアップ側の立場から申し上げる2点目です。

最後、3点目はまとめなのですが、今日のこの後の利益吐き出しのところ以降にも通じていくことだと思うのですが、議論の進め方として、AI・IoT技術の進展によるビジネス環境が大きく変化しているということや、特許制度自体が創造的な技術を的確に保護できるように検討するという委員全員で結論を出し、大目標に沿って議論が進むことを願っています。

私の意見は以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

続いて、黒田委員、お願いできますでしょうか。

○黒田委員 黒田です。まず配布資料ですが、メリットと課題、検討の視点と網羅的にまとめていただいている、とてもいい資料に仕上がっていると思います。元々この二段階訴訟制度というのはドイツの制度になりますが、そのドイツで二段階訴訟制度が有益だった大きな理由が会計情報請求権にあるということは、この委員会の中でわかってきたところでもあります。しかし、日本ではこの会計情報請求権を導入することは考えていないということでした。他に、日本で二段階訴訟制度を設ける理由として挙げられていたものが、時効の問題を解決できるとか、印紙代が安くできるのではないとか、早期の紛争解決に資するのではないかという点でした。ただ、時効の問題についても結局、二段階訴訟制度では必ずしも解決できないということが今回の資料でも挙げられており、印紙代も安く設定できるということが確定しているわけでもない。また早期の紛争解決という点についても、例えば1年で一番の終結まで持ち込むといったような標準審理期間のようなものが設定さ

れるのであればまだしも、そのような設定はしないということであれば、難しい事件というものは幾らでもありますので、必ずしも早く終わるというものでもない。そうすると、当初は、この印紙代が安くなったり審理が早くなったりする点で二段階訴訟制度の意義が見いだせるのではないかと思っていましたが、この辺のメリットが享受できないということになると、確認の利益などの問題がある中で、選択できる訴訟類型が増えるというメリットだけをとりえて二段階訴訟をあえて導入する必要もないのではないかというように感じております。

以上です。

○玉井委員長　ありがとうございます。

続けて、鈴木委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○鈴木委員　私はユーザーの立場で発言をさせていただきます。私どもの業界ではこの問題が取り上げられました当初よりも、必要というかニーズはございませんで、現状の制度で十分回っているという見解でございまして、むしろ新たな制度の導入により幾つか懸念点があるというので慎重で、反対の立場でございました。中間とりまとめの後のパブリックコメントが出されましたので、その結果を拝見したのですが、やはり具体的なニーズがあるという声は見受けられないように思います。したがって、既存の訴訟類型では対応できないようなケースや実際にニーズというものが、具体的なニーズが出てくるまではしばらく検討を見合わせてもよいのではないかと感じております。継続審議の必要もあるのか大変疑問に思っているというところでございます。

以上でございます。

○玉井委員長　どうもありがとうございます。

続けて長澤委員、よろしいでしょうか。

○長澤委員　ありがとうございます。法律上の問題点という話は私は専門ではないので、これまで数多くの訴訟や和解交渉に係わってきた経験から言いますと、早期に解決したい目的は2つあります。1つは差止め、もう一つはそれ以外のものを得ること、それはお金であったり、先ほど中畑委員がおっしゃったように協力関係をの構築、という目的です。早期差止めだけを目的とするのであれば、7番目のスライドにある類型③で解決できると思います。それから和解を考えている際に、まずお金、損害賠償金とかこれからのライセンス料とかいろいろあると思うのですけれども、相場がわからない場合があります。今まで権利行使をされたこともしたこともないような件の和解というのは非常に難しく、こう

いう件はどちらかというとやはり裁判所にある程度の心証を出してもらいたい。そうしないとお金が決まらないという点があるので、この場合は二段階訴訟よりもむしろ類型②のほうが解決が早いのではないかなという気がします。二段階訴訟が使える可能性があるとなると、既に相場観があるのに侵害を続けている場合があると思います。しかしながら、まず特許の有効性や侵害の有無がグレーの場合、すなわち、特許が成立しているのですけれども、有効性に疑義があるとか、侵害性に疑義がある場合、侵害が一審で認められても必ず控訴になるので、決してこれは和解が早くならないと思うのです。白黒がある程度わかっているのに裁判になってしまう場合は2つケースがあり、一つは、実施者側が理不尽な場合、例えばスタートアップの特許を大企業が理不尽に侵害していて、それに対して金も払わないというようなケース、もう一つはその逆で、権利者側が理不尽な場合、例えば権利行使団体が法外な金を取りたいケース、この2つぐらいだと思います。前者の場合は比較的白黒がわかりやすいので、本来、まともな会社同士であれば、裁判にならずに早期に和解できるはずです。しかし、裁判になってしまうということは、先ほど言ったような一方が、特に実施者側が理不尽な場合があるのですが、これも大体実施者側が大企業であって、それで権利者側がスタートアップもしくは大学という場合は類型③で問題ないのではないかなと思います。私がスタートアップの知財担当であれば、大企業が設備投資をしたところをたたきに行くのが一番早いので、類型③でかなり戦えると思うので、二段階訴訟のメリットがよくわかりません。

ただ、二段階訴訟を導入すれば選択肢が増えるので、増えるだけいいじゃないかという意見もあるのですが、この意見に対しては大反対をしたいと思っています。まず無用の混乱を招き、社内的にも、社外弁護士も含めて新しい制度を一生懸命勉強しなければいけません。何が起こるかわからず、予見性が落ちることになると、企業経営上とか知財戦略上、非常に困りますし、予想以上のコストがかかってくると思います。そこまで犠牲を払ってこの制度を導入すべきかというのと、導入しないべきではないかと思います。

以上です。

○玉井委員長　ありがとうございます。

続けて、田村委員、よろしいでしょうか。

○田村委員　田村でございます。どうもありがとうございます。私のほうからはむしろ法的技術的なお話をしたいと思っています。今日お示ししていただいた資料には、現行法上で考え得る選択肢というのが3つほど上がっていましたが、もう一つ、もっと二段階訴訟と呼

ばれるものに近いものがあるように思います。それは口頭弁論を分離するということです。損害賠償と差止請求を一緒に提起していただいて同時に審議していただいた上で、必要とあれば差止請求についてのみ弁論を分離し、そこで判決を出す。それがもし上訴された場合には、損害賠償請求のほうは地裁のほうで一旦中止しておく。そして、上訴、あるいは上訴しないで差止めが確定した後で弁論再開するという形の手続が、選択肢としてあると思います。これで行きますと、損害賠償請求はもうされていますので時効の中断を果たせますし、新しい訴訟類型をつくって確認の利益などという大議論をする必要もありません。ですから、現行法でも十分に可能です。今回、会計報告請求権を導入しないだろうということですから、であればほとんどこれでできているのではないかと思います。

他方、ただこのような取扱いはなかなかしづらいということであれば、あるいはそもそもこれが裁判官、裁判所の裁量に委ねられているということに対して何か少し動きを与えようということであれば、今回、御提案のような二段階訴訟という大がかりなものでなくても弁論の分離について当事者に申立てをさせて、最終的には裁判官の判断で分離するかどうか決めるというような、そういった制度を立法するだけでも、小幅な改正でも十分成り立つように思います。

なぜそのような選択肢が検討されてないのかということに関しては、私は余り詳しくはわせんけれども、あるいは手続が分離することによって証拠類等の複写等で裁判所の内部でお仕事が増えるということがあるかもしれません。もちろんそれは大変大事なことですけれども、そこのもし今日のいろいろな議論をされている中でそういった裁判所の内部のお仕事の負担よりも上回る社会的利益が、そこは私は実務家ではないので皆さんの議論に委ねますが、仮にそのようなものがあるとしたならば、そのときには新しい制度を導入するとしても、御提案のような大がかりな制度ではなくて、弁論の分離に修正することで構わないのではないかと思います。

以上です。

○玉井委員長　ありがとうございます。

では、杉村委員、お願いしていいですか。

○杉村委員　杉村でございます。先ほど中畑委員のほうからも御指摘がございましたように、早期の紛争解決処理という観点での二段階訴訟制度の導入につきましては、弁理士会の中におきましてもこの議案の検討が開始されましたときから、もうこれは数年間にわたっておりますけれども、ずっと議論をしてまいったところでございます。紛争解決処理と

言いますと、私ども実務家といたしましては、現行の訴訟制度に加えて仲裁制度、座長が理事長をされています東京国際知的財産仲裁センターや弁理士会と弁護士会が共同経営しております日本知財仲裁センター、そして昨年の10月から導入されました裁判所の調停制度、そのようなものも全て含めてどのような解決手段がいいのか、事案に応じて総合的に判断していると思っております。権利を活用するための紛争解決処理について、現状にある紛争解決類型に加えて、この二段階訴訟制度が果たしてどのぐらいのニーズがあるか、特にどのような問題が今まで解決できなかったから導入することが望ましいかというニーズについて、スタートアップ、それから中小企業を代理している弁理士、また地方の弁理士も含めましていろいろヒアリングをしてまいりましたが、なかなか具体的なニーズについては上がってこなかったという現状がございます。

これは訴訟という選択だけではなくて、先ほど中畑委員がおっしゃられたようなことを早期に実現するためには、例えば調停とか仲裁の活用も視野に入れることで実現するものと思います。例えば、仲裁センターでございますと3ヵ月ほどでその紛争の解決処理ができますので、スタートアップ、中小企業のニーズに合わせた、また彼らの事業に合わせた、すなわち事業の実情に合わせた紛争解決処理の手段が訴訟以外にも多数あると思います。また、訴訟だけにフォーカスいたしますと、例えば差し止めに早期に解決してほしいというようなニーズがあった場合には、この二段階訴訟を導入した場合の第一段階目の侵害論だけの第一段階目訴訟と、現状の差止訴訟とどこが違うのかということも議論いたしましたが、結局差し止めに関しては同じ期間がかかるということで、差し止めの確定について早期の解決にはつながらないでしょうし、侵害論となりますと、必ずと言っていいほど無効審判も請求されておりますので、特許庁の無効審判の審決が約1年から1年ちょっとかかることを考えれば、特に無効審判と訴訟が併行して走っている場合はほとんど同時期にその結果がわかりますので、今の現行法の下でも差し止めに関しては十分ではないかと考えます。

中小企業・スタートアップに関しましては、日本弁理士会におきましても知財サポートについて力を入れているところでございます。特許権等の権利をとった場合は、それを活用して事業を大きくしていただきたいと思っているところでございますので、早期の経営判断につながるためには、今の現状の紛争解決類型のどのような形がいいのかということは十分に考えてアドバイスを行っており、この点についてはほぼうまく回っているところでございます。これに関しても弁理士会内でヒアリングをいたしましたが、今の紛

争解決の類型を多様に活用することによって各スタートアップ、そして中小企業の事業計画のニーズに合わせた紛争解決処理ができているという声が聞かれているところでございます。

それから、時効という点でございますけれども、これに関しましても時効があったので損害賠償請求ができなかったというようなニーズがあるのか等についてもヒアリングをいたしました。が、実際の具体的なニーズは上がらなかったというところでございます。それはここにいらっしゃる松山委員とか黒田委員とか、優秀な知財弁護士先生が訴訟戦略の一環として期限の管理もされているということでございますし、それから最高裁の平成25年判決で救われる事案もあると聞いておりますし、現実の時効について困った事例というものも聞いておりませんでした。

確かに弁理士会の中で選択肢が増えるというメリットがあるのではないかとというような声もございましたが、紛争解決処理ということでは、権利者側と被疑侵害者側とのバランスを考えて制度設計というものは考えていくべきであると思っております。現在は先ほど長澤委員もおっしゃっていらっしゃるように、権利者側だけの議論が先行しておりますので、被疑侵害者側についてのメリットやデメリットというものも同時に考えてバランスを図った議論をしていかなければならないのではないかと考えているところでございます。

損害賠償の義務の確認だけの訴訟というのが1つ類型として例示されておりましたが被疑侵害者側にとりますと一体幾らぐらいの損害賠償額が求められるのかということもわかりませんので、弁理士会の中では、これは訴えられる側が中小企業であると一体どのぐらいの訴訟費用の準備をすればいいのか全くわからなくなるというデメリットがあるという声もございました。したがって、損害賠償の義務の確認だけの訴訟というのは、中小企業・スタートアップの企業の側に立ちますと、導入については慎重にしていきたいというところでございます。

したがって、具体的な今までたくさんある紛争解決の処理手段というものを踏まえ、ますと、今後、更に新たな困った事案だとか必要なニーズ、そのようなものが具体的に顕在化した段階で改めて二段階訴訟については議論をしていくのがいいのではないかと考えているところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

近藤委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○近藤委員 御説明、ありがとうございます。多くの委員の方がおっしゃられた意見に近いのですけれども、まず JIPA としての結論から申し上げますと、中間まとめのときから一貫して申し上げてきた意見は、二段階訴訟を新たに導入しなければならないニーズは見当たらず、そのような制度は不要というものでございます。ですので、現時点でニーズが見当たらない事柄に関する議論というのは今、一旦区切りをつけて、そのニーズがはっきりするだとか、あるいは現行制度ではできないような課題が出てきたというところで改めて議論するというのが良いと思います。様々な緊急課題が存在するこのようなコロナ禍という中でこの委員会を開催する意義から考えても、それがいいのではないかと思います。

もう少し具体的に我々の認識を申し上げますと、我が国で行われている訴訟実務について、我々 JIPA としましては特段の問題意識はございません。現状でも裁判所の心証開示を受けて適宜、和解交渉が進められて、効率的に紛争解決が進められているというふうに考えております。また中小・ベンチャーであろうと大企業であろうと、その目的が何であろうと、損害賠償議論をすることなく侵害論だけしたいのであれば差止請求訴訟だけを提起すればいいということで、現状でもできることだと思っています。

それに対して、この本日の資料にも書いてありますけれども、差止請求訴訟だけ提起すると損害賠償請求権の時効の管理が大変だというような意見をこの委員会でも聞いたことがあります、そもそも訴訟したいぐらいの重要な案件だということでございますので、時効の管理が大変だという話は聞いたこともございませんし、実際のリアルワールドではデメリットと言えるようなことではないというふうに思います。

ですので、今の訴訟類型でも対応できる状況において、新たな訴訟類型を入れるということに対しては、先ほど長澤委員もおっしゃっていましたが、現場に混乱を与えるだけで、ぜひともやめていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

では、松山委員、お願いしてよろしいですか。

○松山委員 ありがとうございます。私も結論的なところから申し上げますと、以前も発言させていただいたことなのですが、侵害論だけを先に確定をさせるというニーズがどれくらいあるのかなというところに疑問があるというところと、ニーズがあったとしても、ここまでの大がかりな二段階訴訟ということをやる必要があるのかなというところは、疑問には思っております。

皆さんからもお話があったとおりだと思いますけれども、現行制度でもできることが多いとは思っておりまして、類型的にはやはり差止請求訴訟が一番近いかなと思っております。スライドの7などに比較して書いていただいている先ほどから問題として上がっている時効の完成が猶予されない、差止請求だけの場合は猶予されないという問題についても、そもそも管理できているのではないかという御指摘もあったとおりですし、仮に確認の利益という問題をクリアして確認訴訟という新しい制度を設けたとしても、かかる場合にも自動的に損害賠償請求の時効が猶予されるというわけではなく、その場合でも結局別途、時効を止めるための制度を設けなければいけないという話かと思えます。このように、結局その確認訴訟という新しい制度を設けて、更に確認訴訟を起こした時点で時効が猶予されるような制度も別途設けなければならないのであれば、現行制度の下で、単に時効がとまるような、何か時効が猶予されるような制度を導入すれば足りるのかなと思えますし、あと印紙代を安くするという話もありましたけれども、それが必要なのであれば現行制度の下でその点についての変更を考えれば足りるのかなという話であるかと思えます。わざわざこの確認訴訟という制度を設けても、その他の問題が自動的に解決されるわけではないということかと思えます。そうであればニーズに合わせて現行制度の下で調整していく、もっとニーズが明確になった時点で調整していくということで足りるのではないかなというように思っております。

あと、そもそも現行制度で結構うまくいっているのではないかと考えている部分もありまして、元々侵害論と損害論は審理は分かれていますし、侵害論の終わった後に心証開示した中での和解ということで、そこで解決すればもうその時点で終わりで一番の早期解決ですし、逆に侵害論だけ先にやってしまい、確認訴訟で確定した場合に、ドイツでうまくいっているのは会計文書等の提出があるからで、でもこの導入は日本では難しいということで皆さんの意見は一致していると思うので、そのような中で本当に和解ができるのかという問題があり、一方が悪いと決まっている状況なので、力関係もはっきりした中で損害額を決める作業をすることになるので、それで和解ができるのかなというところもありまして、そうであれば普通に一番の裁判の中で裁判所の心証開示という下で、でもそれはまだ確定的なものではないので、勝ちの心証をもらったほうとしても、いずれひっくり返るリスクであったり、上まで争われたら長引くリスクであったり、お互いがそれなりのプレッシャーを感じた中で和解をするという形で、今現行法の下、優秀な裁判官の下でうまくまとまっている部分があると思うので、そこも現行法の下でそこまで困ったことに本当

になっているのかなというのも少し思うところではあります。

そのような意味で本当のニーズがどこにあるのかをもう少ししっかり見極めつつ、その範囲での何か手当てをするということによいのではないかと思い、ここまでの大がかりなことが必要なわけではないのではないかと考えている次第です。

ありがとうございました。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

続けて、浅見委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○浅見委員 ありがとうございます。いろいろ意見も出ておりますので、簡単に申します。

13ページの参考資料に訴訟の期間が示されています。平均ではありますが、日本の訴訟は全体としては遅くないと思います。ドイツでは訴訟の中で無効の抗弁ができないにも関わらず、侵害論だけでも日本と同程度の時間がかかっており、損害論を含めると日本より時間がかかっています。二段階訴訟は2回、訴訟をしなければならないという点で手続も複雑になると思いますし、被告に体力があって、侵害論だけで上告までしますと、時間も費用も相当かかるのではないかと思います。ドイツのように会計情報の提出が義務付けられていれば和解に至るケースは多いかと思いますが、それがない日本では、上訴によって裁判が長引くケースが多くなることも予想されます。したがって、裁判が早く進んで原告に有利な制度になるとは必ずしも言えないのではないかと思います。この制度の導入を希望されている方々にはそのような問題点も十分に理解していただいた上で、それでもニーズがあるということでしたら、例えば具体例を示していただいて、その上で検討を進めることでよいかと思います。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

では、佐藤委員の代理でいらっしゃいます中島課長、お願いできますでしょうか。

○中島最高裁判所行政局課長（佐藤委員代理） 中島です。よろしくお願いいたします。先ほど田村委員のほうから、差止請求と損害賠償を同時提起した上で侵害の心証が出たときに弁論を分離することは現行法でも可能ではないかという話がございまして、このような方法は現行法でも可能であるというふうに考えております。ただ、実際には余りそういったやり方はされておりません。侵害ではないということになれば、その時点で侵害論だけで判決が出るということになりますし、侵害ありの心証ということになりますと、原告側も自分が勝ち側ということになりますので、損害賠償まで併せて提起しているという場

合には、侵害論だけで判決をもらうのではなく、やはり損害についても審理してほしいということが通常になります。裁判所としては、当事者側の意向を考えずに、その時点で分離するということはしないということになるからではないかと思います。

当事者側で差止めのほうを先行させたいというようなニーズがある場合には、やはり資料の7ページの手続類型③のほうを利用されることが通常ではないかと思います。したがって、そうしますとやはりポイントとしては、時効の管理にニーズがどの程度あるのかといったところが中心かなと思っております。

私からは以上でございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

いろいろな御意見を頂戴いたしました。いずれも、大変参考になったと思います。特に、このいわゆる二段階訴訟制度によって目指そうとしたものについて、非常に強いニーズがあるというような御意見も頂戴いたしました。それ自体、肝に銘ずべきことだろうと思います。

他方で、7月までの審議の過程で、会計情報請求権というようなドイツ的な仕組みについてはかなり慎重に考えたほうがいだろうというような中間とりまとめも出ております。それを踏まえすと、本日も御指摘がありましたとおり、それでは現行制度とどこが違うのかというようなことが、改めて問われて参ります。特に、先ほど杉村委員から御指摘がありました最高裁判決などを考えますと、現行制度の下でも時効期間の管理というのはかなりできるのではないかと。差止請求と損害賠償請求を併合提起する、あるいは損害賠償請求のみで訴えを提起しつつ、当初の請求額はあえて少額に留め、残額は後日訴求することを明示しておく、そうすると、損害論の審理にさほどの時間をかけることなく時効期間の管理もできるのではないかと。最高裁判決は特許侵害訴訟に関するものではありません、事案も異なりますために解釈の余地もございますけれども、実は、二段階訴訟の導入によって目指そうとしたことが、既に現行制度下でもかなり実現しているのかもしれない。そのように考えますと、新たな制度を導入する意味がどこにあるのか、ということでございます。もちろん、いろいろな法制度を組み合わせたり、最高裁判決も踏まえて工夫したりしなければいけないというのは、いかにもわかりにくいという御批判もございましょう。たとえ現行法の下でかなりのところまで接近できるものであったとしても、それを法律の明文で書くというのは、ある種、法治国家が国民に対して提供すべきサービスであるかもしれません。しかし、コロナ禍の中で喫緊に対応すべき課題が他にある中、確認の利益な

どについても更に詰めて揉んだ上で、法律の条文まで変えるというニーズがあるのかどうか。どうしてもぜひ必要だというようなお声は、余りなかったような気がいたします。

もっとも、この二段階訴訟制度として議論してきたものについて御議論をいただいた成果は、大いにあったのではないかなというような気もいたします。つまり、確認の利益や既判力といった制度導入上の問題について、詰めてお考えいただいたわけです。その上で、法律の条文を変えて制度を導入するかどうかについては現時点で消極的に判断されるといたしましても、例えば時代が変わってやはりあったほうがよかったと認識されるとか、損害論の審議が複雑で非常に時間がかかる事例が増えてきたとか、制度改正による迅速化を図った方がいいといったことが将来出てきましたら、制度の導入はずいぶん容易になったのではないかと考えられます。したがって、たとえ現時点で法律の条文に反映されないことといたしましても、議論したことに意味がなかったということではなくて、制度の案をいわば引き出しの中にしまっておいて、いつでも出せるようにする、そういう成果はあったのではないかなというように、皆様方の御議論を拝聴いたしまして考えた次第です。

さて、この論点につきましては一応ここまでということにさせていただきまして、続きまして、次の「侵害者利益吐き出し型賠償制度」について、資料2をもとに事務局より御説明をいただきたいと思います。

(2) 侵害者利益吐き出し型賠償制度

○猪俣制度審議室長 資料2につきまして、御説明申し上げます。

ページをお開きいただきまして、1ページ目を御覧ください。まず中間とりまとめから一部抜粋させていただいております。「抑止」という目的から不法行為制度を設計し、実損の填補を超えます損害賠償を認めるべきとの主張がございます。こうした中、他人の特許権を無断で利用した侵害者が侵害行為により利益を取得した場合に、権利者がその利益の償還（利益の剥奪）を求めることができる侵害者利益吐き出し型賠償制度が提唱されております。ここの実損の填補を超える損害賠償につきまして、社会的・法的に許容され、そのニーズが高まっていると言えるか。制度の根拠をどのように求めるべきかというのを論点出しさせていただいております。また中間とりまとめでは裁判実務への影響に関する意見としまして、令和元年特許法改正におきまして損害賠償額の算定に関する規定が見直されたばかりである状況において、更に見直しを行うことは、裁判実務に混乱を来す可能性

がある。また、令和元年に特許法第102条の考え方を明確化した知財高裁判決が出されたことを踏まえ、早期の見直しに慎重であるべきといった御意見もございまして、中間とりまとめに記載させていただいております。こうした法改正や判決を踏まえてもなお、早期に損害賠償を見直しする必要性・ニーズは高まっていると言えるかということを論点として書かせていただいております。

2 ページ目を御覧ください。中間とりまとめの中の一部でございます。不実施の場合の適用に関する意見でございます。特許権者が特許発明を実施していない又は将来的にも実施の見込みがない場合であっても、侵害者利益の吐き出しを認めるべき。あるいは、裁判例では、特許権者が特許発明を実施していない場合であっても、ある程度柔軟に特許法第102条第2項が適用されているといった意見がございました。不実施かつ、後ほど出てきますが、侵害者利益に相当するような損害が発生していない場合、利益吐き出しが認められるよう法定できるかという論点出しでございます。次に、覆滅事由に関することでございます。市場の非同一性や市場におけます競合品の存在などを理由として、損害額の覆滅を認めるべきではない。また、別の覆滅事由として、侵害者の営業努力、また侵害品の性能による利益につきましても認めるべきではないという意見もございました。他方で、下のもう一つのほうでございますけれども、侵害者の営業努力や侵害品の性能による利益分は覆滅を認めるべきではないかといった御意見もございました。損害額の覆滅を認めるべきでない事由は何か。覆滅を認めない事由を具体的に法定できるかという論点出しをさせていただきます。そして、次は要件でございます。故意や害意のような主観的要件が認められる場合に限定すべきといった御意見もございました。また他方で権利の保障や抑止の観点から主観的要件は必要なく、侵害者によります権利の無断使用と利益の取得があれば足りるのではないかという意見もございました。また、主観的要件を設けた場合には、現行の証拠収集制度で立証できるかという御意見もございました。故意性・害意性のような主観的要件は必要か。故意性・害意性を立証することは可能かということを論点出しさせていただきます。

3 ページ目を御覧ください。小委員会の意見やパブリックコメントをまとめております。賛成の方につきましては、十分な賠償が行われていない、このままでいくと特許は「侵害し得」状態が続くということでございます。また、他人の物まねをし、もし見つければ、ライセンス料相当を支払えばそれで許されるという社会が続くようであれば、物づくりに果敢に挑む会社はなくなっていくのではないかと思います。最低でも利益の吐き出し導入、

そして過失は許せても、故意侵害には断固として厳しい対処をする制度を望みますといった御意見がございました。また慎重な御意見もございました。利益吐き出し型賠償制度は、制裁的な意味合いがあることから、導入については問題がある。昨今の高裁の判決でも、制裁的な意味合いを持たずとも、侵害者の手元に侵害由来の利益を残さないとの判断によって、いわゆる「侵害し得」の状態は減じられてきており、司法判断に委ねるのが妥当という御意見がございました。また、利益吐き出し型賠償制度は特許権者に相当有利な制度設計にならざるを得ないということで、特許実施料を求めるより、利益を吐き出させた方が大きな利益を得られるケースが起こり得る。このため、故意に侵害を誘発、放置するモチベーションを特許権者、特にパテント・トロールに与え、侵害を抑止するよりも、むしろ無用な知財紛争を増やす恐れがある。このような問題を引き起こす恐れがある利益吐き出し型賠償制度を制度化すべきでないという御意見がございました。

こちらは昨年、山本敬三委員に御説明いただいたものを説明資料と議事録より抜粋したものでございます。1970年代までは学説として、準事務管理法理として考えてよいかどうか議論もございました。そして1970年代以降、既存の法制度に当てはめるのではなく、「制裁」と「抑止」という政策的な考慮から、利益吐き出し請求権を認めるという考え方が有力に主張されるようになっておりました。また、近年、一般論として、知財権のみならず、権利によって得られる利益に関する議論について問題領域、カバー範囲が広がってきたということでございます。現在、利益吐き出し請求権は一般法の民法では規定されておらず、民法で法定することはほかの問題領域にも影響するので、全てを対象とするのはなかなか難しいということで、民法では難しいのではないかと。そのため、比較的異論が少ないであろう領域として特許法の制定が望ましいのではないかと御議論をいただきました。

続いて、侵害者利益に相当するような損害が発生していなくとも、利益吐き出しを認める侵害者利益吐き出し型賠償制度としまして、平成25年のごみ貯蔵器事件の判決を引用させていただきます。この判決につきましては、特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合には、特許権者が特許発明を実施していることを要件とするものではないということで、102条件の適用は認められました。この事件では、原告が英国法人の特許法人で、日本で特許発明を実施していなかったのですが、販売店を通じて原告製品を日本国内で販売していたことから、原告には「被告の侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情」が認められ、第102条第2項の適用が認められたものでございます。この「①侵害行為がな

かったならば利益が得られたであろうという事情」が存在しなくとも、侵害者利益吐き出しが認められるよう法定すべきか、法定できるかという論点出しでございます。なお、ドイツでは、論文によりますと、特許権者が実施により利益を得ていない場合においても、侵害者利益の損害額の算定は可能というふうに言われております。

続いて、4年前、平成28年に知財推進本部において議論されていた不当利得の返還請求の特例における議論についても紹介させていただきます。こちらのほうは不当利得返還請求の特例として、損失との因果関係を問わずに、侵害者の得た利益を吐き出させるものでございます。これについては通説的な民法の原則から逸脱すること、また我が国の事務管理制度射程外でありますことから、日本の民法のところではなかなか難しい議論であるというふうになります。そのため、知的財産権についての議論すべきではないかという議論でございました。他方、「一方」というところで書いておりますが、現行特許法第102条第2項との整理が必要となるとの指摘や、侵害者自身のブランド力など、特許以外で得た利益を権利者に償還することの正当性は理論的に説明できないとの指摘、結局、抑止を目的とした追加的賠償制度に近い機能を果たすのではないかという指摘がありました。こうした侵害者が得た利益の吐き出しをさせ、その利益を権利者に引き渡すことについて、それを正当化する根拠、要件などをどのように考えるかということでございます。

これにつきましては、中間とりまとめに至る過程で委員の方々に御議論いただいております。中間とりまとめに書いてあることを抜粋させていただいております。何よりも侵害者に利益を保持させることが大きな問題である点を重視すべき、そして利益を誰に配分させるかという観点、権利者の取得を認めるべきといった意見が出されました。また、現行の賠償制度は権利者に焦点を当てておりますが、新しい制度、利益吐き出し型賠償制度は、侵害者に焦点を当てたものとして理解できるのではないかという意見もいただいたものでございます。

続いて、覆滅に着目した利益吐き出し型賠償制度でございます。昨年の知財高裁の判決におきまして、侵害者利益は限界利益であるというふうになっております。その中の、利益全額を推定するというふうにも判決に出ておりますが、ただ一部の部分について因果関係が欠けるものにつきましては推定覆滅事由として覆滅できるというふうに言われており、その中で例示されたものとしましては市場の非同一性、競合品の存在、侵害者の営業努力、侵害品の性能というものがございました。仮にこの侵害者利益吐き出し型賠償制度を導入する場合、この覆滅事由をどの要因を制限して、どの要因を、それを実際に法律で書くの

かという議論があるかと思います。下の括弧で書いてありますが、法定されなかった覆滅事由については認容されてしまうのではないかという懸念もあるというふうに書かれております。

次に9ページ目、要件でございます。主観的な要件を必要とする意見もございました。故意や悪意は関係なく、全ての損害賠償に適用するという話で進むとすると、産業が成り立たなくなってしまうぐらいのインパクトがある。悪意や故意など、それに近いような特許侵害というのを実際に受けている場合があり、そのような場合には損害賠償額が完全に裁判所の裁量で決められるよりは、利益吐き出し型に近いような考えをとってもよいのではないかという意見がございました。また、侵害の抑止を図るという観点から、要件としては故意・害意に当たるものを要求するのはつながらないかという意見、また悪意性が高いことを、現在採用している証拠収集制度で立証できるのかという問題もあるというふうな議論もございました。要件として、故意や害意性など主観的要件は必要か、あるいは不要かというような議論も論点として出させていただいております。

ドイツの条文を書かさせていただいております。ドイツの特許法、下に書いておりますけれども、侵害者利益に基づく損害賠償について規定をされております。損害賠償を査定するときは、侵害者が権利を侵害することによって得た利益も考慮することができるという条文が書かれております。侵害者利益に基づくドイツの損害額の算定は、論文におきましては特許権者が実施により利益を得ていない場合においても用いることが可能というふうに言われております。また、裁判例によりますと、侵害との間に因果関係のない侵害者利益は覆滅される。これは日本と同じかと思います。そして、条文上では、覆滅を認めない事由、主観的要件について明文化はされていないということで、ここも日本と同じになるかと思います。

最近の法改正のものとして簡単に書いております。皆さん御存じだと思いますのでほとんど割愛をしますが、改正事項2としまして、相当実施料額の算定におきましては、特許侵害の事実、権利者の許諾の機会の喪失、侵害者が契約上の制約なく特許権を実施したことといった事情を考慮して、相当実施料額を増額することができるという趣旨の改正もなされたところでございます。

12ページ目を御覧ください。上半分は法改正のことを書いております。下半分のところにつきましては最近の知財高裁の裁判ということで、2013年、先ほどありましたような特許発明を実施することを要件とするものでないものとして賠償額1.5億円、そして2019年

の炭酸ガスパックの事件として、こちらのほうは通常のライセンスよりも高額な率を得ることが相当ということで、賠償額1.4億円、そして今年に入りましては逸失利益、102条1項のほうでございますけれども、4.4億円といったような判決も出ているところでございます。

13ページ目を御覧ください。これは最近の知財高裁判決のうち、今年の102条1項のものと102条件2項のもの、炭酸ガスパックと美容器のものについて書いております。侵害者利益のところ、真ん中のところを御覧ください。侵害者利益（推定）のところ、推定覆滅として、市場との非同一性などを考慮するのですけれども、詳細は割愛しますけれども、裁判所が判断をしまして、当該事案ではそうした事情はなかったとして覆滅を認めず、結果として損害額が上がり、1.4億円の判決が支持されたというところでございます。

14ページ目を御覧ください。各国の比較をしております。日本の特許侵害訴訟におけます損害額の中央値は米国との比較では大きな格差が生じておりますが、米国以外の主要国と比較すると、日本の数値は特に小さいわけではなく、米国と英国に次いでドイツを上回るということでございます。下の方、注書きさせていただいておりますが、裁判による認容額は、その侵害の個別の内容、各国の市場環境などによって変わることには留意が必要でございまして、また、欧米諸国では和解に至るケースがほとんどでありまして、損害額が判決として開示されるケースはまれであるとの事情もありますので、なかなか統計を比較することには一定の限界があるかと思っております。

ここからは検討の視点を書かさせていただいております。15ページ目、民法上の実損填補賠償の原則を超えることの是非ということで、民法上の実損填補賠償を超えた損害賠償を認める「利益吐き出し請求権」を許容する学説・考え方もございますが、それが社会的・法的に許容され、こうした制度を求めるニーズが高まっていると言えるかどうかということでございます。そして、侵害者利益の利益を特許権者が取得できる法的根拠をどのように説明すべきか。2としまして、法改正の状況、近年の裁判例を踏まえた更なる見直しということで、先ほど申し上げたような裁判事例もございましたし、法改正の施行は今年の4月でございます。こうした状況を踏まえて、当面は裁判実務での運用を注視すべきという意見もありますが、どのように考えるべきかということでございます。

16ページ目、仮に導入した場合の論点でございます。侵害者利益吐き出し型賠償制度を法定する場合の規律如何ということで、まず1つ目のポツ、特許を実施するかどうかにつきましては、必ずしも特許を実施しないものというものも判決で出ているものもあろうか

と思います。ただ、侵害者利益に相当するような損害が発生している事情がある場合というふうな条件があったと思います。ごみ貯蔵器事件でございます。こういったものの事情が発生しなくとも、侵害者利益吐き出しが認められるよう法定できるかどうか。そして覆滅事由についても認めないように法定できるかどうかという論点がございます。そして要件でございます。仮に法定する場合には、故意性・害意性の要件が必要であるとする意見、そういったものは必要ではないという、委員の方々でも意見に開きがあったかと思いますが、それについてどのように考えるかということでございます。

論点については以上でございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

それでは、以上につきまして、自由に御議論いただければと思います。御質問、御意見等、では高橋委員からでよろしいですか。

○高橋委員 高橋です。侵害者利益吐き出し型賠償制度については、そもそもの狙いというものがあって、その上で要件を検討するという、そのような順序になるのではないかと思います。4ページを御覧いただきたいのですが、山本先生から御講義いただいた内容が書かれていますけれども、そのときは、権利を保障するのであれば、その権利が侵害されないような措置をとるべきではないのか、そのような権利保障と侵害抑止の観点から、損害賠償請求制度とは別にこの制度を議論する、そのようなことであったと私は理解をしています。その上で、要件の1つ1つについてどうかと、そのような話の順序になるのではないかと思います。

それで2ページに戻っていただいて、簡単に述べたいのですが、「不実施の場合」というのは、先ほど猪俣室長からあったとおり既に判例が出ており、先ほどの狙いということの関係で言うと、つまり、権利保障と侵害抑止という観点からすると、必ずしも権利者の実施は必要ではないのではないのかという、そのような理屈が成り立つのだろうと思います。ただ、一方で権利者の実施を要件としないとすると、NEPとかPAEとか、そのようなタイプの権利者に利する制度になるのではないのかという懸念が出てくるということからすると、現行の判例の立場、要する「特許権者に、侵害者による特許権侵害がなかったならば利益が得られたであろう事情が存在するか」というようなところで調整するのが現状では妥当ではないのかと思っております。同じ2ページの真ん中を飛ばして一番下に行くのですが、「故意性、害意性」は必要かということについても、侵害抑止と権利保障という観点からすると、必ずしも故意・過失は要件ではない、不可欠ではないという、

そのような整理がされていたと思います。そのような点からすると、故意性・害意性も必ずしも必要ではないという、そのような考え方をとり得るのではないかと思います。そうだとすると、この２点においては現行の102条２項と極めて近いというか、同じということになります。そうすると、真ん中の「推定覆滅事由」をどう取扱うのかというところが差分になってくると、そんな理解をしています。

２ページの真ん中にあるとおり、推定覆滅事由については、８ページに絵がありますけれども、この赤で囲った①から④の全てを推定覆滅事由とすべきではないとする立場と、あと一方で③と④は、侵害者というか、実施者のほうの努力で得られたものなのだからと、これは推定覆滅しまししょうと、①②については覆滅すべきではないという、そのような考え方があったかと思います。この点、例えば８ページの②の「市場における競合品の存在」について、例えば権利者の実損ではないとしても、一方で侵害者のほうの貢献部分でもないにもかかわらず損害額から控除されてしまうのは、これは公平ではないのではないかなという御指摘があり、私はなるほどと思っています。

その一方で、またこれも猪俣室長からお話があったとおり、その後、令和元年６月７日の炭酸ガスパック事件、そして令和２年の２月２７日のローラー美顔器事件という判決がออกมาして、これはこの推定覆滅事由に関することを扱っています。詳細が13ページにあるのですが、炭酸ガスパック事件では、③の競合品について言うと、消費者の必要や好みというものに着目しながら、あまり競合品というのを広範には認めていない、そのような考え方を示しておられますし、④の侵害者の営業努力についても、通常範囲の工夫や営業努力をしたとしても、それでは推定覆滅事由に当たらない、という考え方も示されています。ローラー美顔器事件では、①の市場の非同一性について、需要者の購買動機に影響を与えるかということを基準、尺度にしながら、価格の差異については大きな影響を与えるとした一方で、大手通販業者や百貨店において商品を購入した者がディスカウントストアや雑貨店において購入しないという経験則があるとは言えないとして、販売形態による差異についてはそれを認めなかった、ということで、一定の基準を示しながら、厳格な運用がされています。

そうしてくると、この同じページ、13ページの下に損害額が示されていますが、やはり推定覆滅事由の取扱いが一番損害額に効いてくる、そのようなことではないかと思っています。そのときのアプローチとして、推定覆滅事由を全部認めない、もしくは一部認めないというアプローチと、推定覆滅事由を全部認めつつも、一定の基準を示しながら厳格に運用す

るというアプローチとがあった場合に、その差異というのは近くなってくる、実質的効果として見た場合に近似したものになってくるのではないかと思います。そうだとすると、もう少し判例の動向を見ながら、この2つのアプローチの差がどこら辺に出てくるのかということを見極めて、そして制度設計をする、そんな形になるかと今、私は思っています。当面は状況を見守りながら、今後の事案を見て、明らかに差が出てきて、こういう場合には制度があったほうがいいということが明らかになって検討を進める、そのような形にしたらどうかと考えております。

以上です。

○玉井委員長　ありがとうございます。

では、萩野委員、お願いします。

○萩野委員　萩野でございます。泥臭いノウハウやコツのようなものかもしれませんが、技術を武器に経営を行ってきたと自負しております私どもの町工場の立場から発言させていただきます。

事務局の猪俣さんからの説明がありましたとおり、様々な論点があつて、これまでの小委員会でも議論がなされてきたと聞いております。令和元年度の改正によって損害賠償額の適切な水準への引き上げに向けた措置がなされたことは非常にありがたくて、資料の12ページや13ページにあったような知財高裁の判決でも、本改正の趣旨を考慮した判決が出たということは喜ばしいことと受け止めています。ただ、従来の実損填補の考え方をを用いた損害賠償額の算定方法では侵害者の手元に残る利益の存在は否定できず、話もありましたが、いわゆる侵害した者勝ちのような状況が生まれてしまうということも起こり得るのではないかと思います。特に、内容によって特許権というのは侵害が容易な場合もありまして、そのときには当然ながら大きな利益を上げやすいということがあるにもかかわらず、これまで刑事罰を科されたことがなく、抑止力が十分に機能していないようにも感じます。

商工会議所の委員会などで幾つかの企業から耳に入った意見も申しますと、その会社の場合、あるその会社の特許が侵害されていることは承知しているのだけれども、訴訟を起こしても訴訟費用と訴訟に費やす時間、人件費が仮に勝訴できたとしても得られる損害賠償額に見合わないので、訴訟を提起せずにその分のリソースを営業活動だとか改善活動に注いでいるという声も聞かれます。ほかにも過去に訴訟を経験した企業からは、明らかに故意の侵害であったのですけれども、その立証に苦慮したという声だとか、悪質な侵害で

も弁護士費用さえも賄えない損害賠償額しか取れないことに不満を抱いたという声もありました。

損害賠償額をやたらに引き上げてほしいと別に私も言っているわけでも、考えているわけでもないですし、逆に立場のこともあるわけですから、ただ正当な権利を主張すれば訴訟費用や費やしたリソースに見合うだけの損害賠償が得られるようにしてほしいというのが素朴な本音です。損害賠償額というのは知財の最終的な価値そのものであると考えています。特に、スタートアップの企業などにとって知財は投資家からの資金調達のための重要な経営資源でもあります。この問題は産業界でも様々な意見があると思います、大小にかかわらずですね。仮に導入するにしても、法律的にどのようなたてつけが可能かという面でも難しい問題があると思いますけれども、見直しの必要性が薄まったわけではないと考えていますので、損害賠償の額を適切な水準に引き上げるための方策は判例の蓄積を重視しつつ、引き続き検討していただきたいと考えています。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

では、近藤委員、よろしゅうございますか。

○近藤委員 御説明、ありがとうございます。損害賠償制度の見直しについてはここ何年もかけていろいろな議論がされてきたというふうに理解しております。それらの議論を踏まえまして、令和元年の法改正が行われたばかりということに加えて、昨年の知財高裁でも先ほど紹介がありましたとおり、侵害者の覆滅事由の一部を認めないとか、通常の実施料率よりも高額な率で損害額が認定された大合議判決が出ているということを考えますと、以前より JIPA としては申し上げているとおり、今後しばらくは司法判断の積み重ねを注視するというのが適切であり、賠償制度の更なる見直しについては現時点では慎重であるべきだと思います。

今回の資料の中で実損の填補を超える損害賠償について社会的、法的に許容され、そのニーズは高まっていると言えるかというような論点整理がなされておりますが、実損の填補を超える損害賠償というのは明らかに制裁的な意味の制度であり、そのような制度導入ニーズはなく、以前から申し上げているとおり、JIPA としては導入に反対という立場でございます。

特許庁の皆様は近年、ベンチャー・中小企業を支援し、更なるイノベーションの活性化を目指して様々な施策を行っていただいているというふうに理解しています。この施策自

体はすごく素晴らしいもので、これからもしっかりとやっていただきたいと思っております。一方で、ベンチャー・中小企業の方々からは知財体制をしっかり整えるところまでの余力がないとおっしゃる意見も個人的には聞いたことがございます。そのような状況で、ニーズがはっきりしない中で制裁的な賠償制度というものを導入してしまうと、そのような知財体制が十分に整っていないような会社様にとっては、想定外の知財のリスクを抱えるという可能性が高まってしまうということになるのではないのでしょうか。それは最近、イノベーションを更に起こそうとしてきたいろいろな施策に対しても悪影響を与えるのではないかと考えております。

中間まとめの最後の部分でも記載がありますとおり、現在はイノベーションを加速させていくことが喫緊の課題と認識しております。イノベーションを加速させるためには知財の面でどうしたらいいのかということを議論する、所謂プロイノベーションな議論をするというのがこれからより重要になってきますし、この委員会ではそのようなことをメインに議論すべきだと考えております。

以上でございます。

○玉井委員長　ありがとうございます。

設楽委員、お願いできますでしょうか。

○設楽委員　ありがとうございます。設楽です。結論的には利益吐き出しの規定の創設を認める必要はないということになりますが、最近の令和元年と令和2年の知財高裁大合議の判決もありますので、若干理由を敷衍したいと思います。

今まで御説明がありましたように、令和元年と令和2年の知財高裁大合議の判決で損害額の高額化に向けた舵が切られたように思っております。その一番大きな理由としては、判決が言っていますように、まず利益の金額については限界利益で算定するということをより強く述べております。最近の裁判実務もそのように言っておりますけれども、限界利益ということで、過去の純利益の額に比べると相当大きな金額になりつつあるということですね。

それからまた非常に大きいのは、推定覆滅事由が侵害者側の主張立証責任であるということをも明言しております。これを明言したことによって、今まで何となく5割ぐらい推定覆滅されていた、あるいは7割覆滅されていたというのが、やはり主張立証責任が侵害者側にあるということで、そこを厳密に考えていくと、この立証ではせいぜい2～3割の覆滅しか認められないのではないかなというようなことが実際、裁判の運用の中で変わりつつ

あるということです。これが特に令和2年の知財高裁大合議判決で価格が、特許製品が2万数千円で被告製品が4000円ぐらいのものだったものが、推定覆滅をどう考えるかというものの判断の中で、非常にその辺が判決のメッセージとしてもはっきり出てきているところで、たしか5割ぐらいの覆滅にとどめたということでした。これはやはり推定覆滅事由を実際にどういうふうに考えて運用していくかということについて、実務上は非常に大きな影響があるのかなと思います。

それから3点目としては、実施料相当額について、今まではどうしても証拠でライセンス契約が出てくるとそれにある程度縛られる傾向がありました。証拠としてはそれしかないものですから、それに引きずられるところがあったのですけれども、侵害ということが裁判所で認められた場合に、はっきりとそれを増額していいという判断が出ていますので、例えば一般的なライセンス契約ではこの分野は5%ぐらいというものに対して10%ぐらい認めてもいいのではないかというようなことが判決で言われたわけですので、ここもやはり相当大きなポイントになってくると思います。

それから4番目は、つい最近の特許法の改正で実施能力を超えるということで推定覆滅された部分、その他、ライセンス機会の喪失ということで推定が覆滅された部分について、実施料相当額を追加で請求できるという条文が入りましたので、これも運用についてはこれから、裁判実務についてはこれからですけれども、まさに2つの知財高裁大合議の判決だけでも相当大きな高額化の方向に向けた舵が切られたと思っていますが、それに更にプラスされるものがこの改正だと思っています。

したがって、今現在、102条1項、2項の条文とそれから4項の条文、それから知財高裁の2つの大合議判決で、ここ数年の裁判実務における理論が非常にはっきりと明確に判示されたということと、実際の数字がそのように大きな数字に動いてきているということからしますと、実質的な利益吐き出し的な運用に近い、より適切な運用がされつつあるということです。そこで今現在の102条2項に加えて利益吐き出し規定を追加するという意味はほとんどないと思います。この2件の知財高裁大合議判決と立法がなされたということからすれば、今のこのタイミングでは、これからの裁判実務の運用を見ていく、確認していくということで充分かと思います。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

続けて、山本委員、お願いできますでしょうか。

○山本委員 山本です。ありがとうございます。ここまで議論を重ねてきまして、理解もかなり深まってきましたけれども、なおコンセンサスが得られるところまで来ていないので、今後、引き続き検討するという方向でよいのではないかと考えています。その上で、今後の議論のために、私としては、やはり民法学の側から意見を述べておきたいと思います。15ページ以下に「制度導入の是非」というページがありますので、それに即して申し上げます。

まず、1点目の「民法上の実損填補賠償の原則を超えることの是非」について、その次の文章の「民法上の実損填補賠償の原則を超えた損害賠償」の意味を確認しておきたいのですが、損害賠償であれば確かにそのとおりですけれども、そもそも損害賠償という枠で見るべきかということが問題になっています。6ページには、不当利得について、「民法の原則から逸脱することになる」という表現もありますが、これも同様です。民法にある既存の制度は損害賠償と不当利得なのですが、これらはいずれも損害の賠償ないしは損失の回復を目的とした制度です。それを超えるものについて、民法が否定しているというよりは、現在ではやはり欠落があるというほうが正確ではないかと思っています。

4ページに、私が前にこの場でお話しさせていただいたことをおまとめいただいていますけれども、民法学では何十年も議論してきたのですが、民法の解釈論はやはり民法に定められた制度に拘束されますので、理論だけでは解決できない、立法が必要である。しかし、利益吐き出し請求権は、多様な場面が対象になりますので、一般的な規定を定めるのは非常に危険です。したがって、一般法である民法で規定するのは難しい。最もこの問題が重要で、かつ典型的に生じてくるのは、知的財産、特に特許ですので、まずは特許法で考えていただきたいということを前に申し上げました。権利保障、あるいは権利侵害の抑止等の政策的な目的からしますと、考えられる1つの重要な選択肢で、しかも国会の附帯決議もありますので、引き続き議論を続けていただきたいというのが、前にも申し上げたことですけれども、もう一度申し上げておきたいと思います。

次に、15ページの2点目の「法改正の状況、近年の裁判例を踏まえた更なる見直しの是非」ですけれども、民法に欠落があるということからは、特許法102条2項に期待をしていたのですけれども、やはりこれは損害賠償の特則である。知財高裁の判例等によって、損害賠償制度として精緻化されてきたように思います。したがって、どこまで対応できるかという射程もはっきりしてきた。むしろ、102条2項の意味がこのようにはっきりしたことを踏まえて、利益吐き出し請求権を認めるか、認めるとするとどのように認めるかという

議論をする前提が形成されてきたのではないかと思います。もちろん、ニーズをどう見るかというのが次の問題であることはそうですけれども、102条2項の意味を踏まえてどう考えるかということになっていると思います。

次の16ページの3の「侵害者利益吐き出し型賠償制度を法定する場合の規律如何」ですけれども、これは、ここにおまとめいただいているとおりで、侵害者利益に相当する損害が発生していなくても、侵害者利益吐き出しが認められるように法定するということを意味すると思います。ただ、先ほどからも出ていますように、一番大きな問題の1つが覆滅事由をどこまで認めるかで、これは理論で決まるという問題というよりは、政策的な問題だと思います。今回もかなり議論しましたけれども、損害賠償との関係を整理しながら更に議論を進めて、コンセンサスがもし得られるならば、それでよいだろうと思います。

最後の4点目の要件をどう考えるか、とりわけ主観的要件ですが、以前の会議で、私は、主観的要件は別になくてもよいということを申し上げましたけれども、これは、損害賠償と違うものであるとすると、少なくとも損害賠償と言う故意・過失は必須ではないという趣旨です。その上でどう考えるかですが、これまで述べていなかったのですけれども、民法に全く手がかりがないわけではないということを申し上げておきたいと思います。と言いますのは、他人の所有物を無断で占有していた場合の果実や利用利益に関しては、民法に特則があります。物権法の規定ですが、民法の189条で、善意の占有者、つまり他人の所有物であることを知らずに占有していた者は、その果実、あるいは利用利益を取得することができる。逆に、190条では、悪意の占有者は果実を返還しなければならないという規定があります。これにならって考えますと、侵害者が善意の場合には、侵害者利益の取得を認めるということが出てくると思います。善意の意味については議論がありまして、最近では、果実や利用利益に限定して一種の善意取得を認めた規定だというような理解もありますが、いずれにしましても、善意、あるいは善意無過失の場合には、侵害者は侵害者利益を取得する、つまり吐き出しは不要であるということを認めるとするならば、このような手がかりもあるということです。今後はこのような考え方を含めて、ぜひ議論を続けていただければということです。

長くなりましたが、私からは以上のとおりです。

○玉井委員長　ありがとうございます。

では、杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員　ありがとうございます。まず資料の14ページで各国の比較表というのを見ま

すと、その注釈のところに2007年から2017年ということで、かなり古い判決も入っているのではないかと考えております。13ページを見ますと、直近の知財高裁判決として、先ほど設楽委員から詳細な御説明がございましたように、高額な判決が出ているという状況がございます。私ども実務家といたしましても、ここ1、2年の知財高裁、裁判所の損害賠償額の認定額は、従来と違ってかなり高額になってきていると感じているところでございます。これに加えまして、令和元年の改正の施行が今年の4月でございます。そういたしますと、先ほどの13ページのところの知財高裁判決はまだ適用されていない額でかなりの高額が出ているというような状況もございますし、今後、令和元年の改正が適用になることで、スタートアップ、それから中小企業の方に関する御懸念点としての損害賠償額については、従来と違って改正法の下で高額になっていくだろうと予想されることもございますので、当面は裁判実務での運用を注視していくというのがいいのではないかと考えております。また、裁判実務の運用という点におきましても、近年は、低額になるというよりも、高額になっておりますし、法改正もされましたので、そのような意味では実質的な利益吐き出し型に近い形となっていくものと期待されるというところでございますので、やはり当面は裁判実務の運用を注視していくということがよろしいのではないかと考えております。

以上です。

○玉井委員長　ありがとうございます。

中畑委員、いかがでしょうか。

○中畑委員　中畑です。すみません、先ほどの議論で熱くなってしまい、時間が押している中なのですけれども、3分で済むと思いますので、意見を述べさせていただきます。何で先ほどから熱くなっているのかというと、背景と、どういう不安を持っているのかというのを現場目線で共有させていただければと思います。

私、今現在、ドローンやエアモビリティ分野での支援をさせていただいているのですが、先ほどのアジェンダも今回のこのアジェンダについても、大きなプレイヤーと小さなプレイヤーが存在している状況の中で、小さなプレイヤーを保護することができるのかということが私の立場での関心事の1つです。このような中で空のテスラが出てくる前に、空のトヨタになり得るような企業を日本から出せるのか、そのために小さなプレイヤーによるイノベーションの加速にベットするのかどうかということなのかなというふうに私は思っています。

具体的な不安なのですが、まだドローンやエアモビリティが空を飛んでいないところで、スタートアップ企業では数年かけて試作と改良というものを繰り返しています、飛ばしては落として、飛ばしては落として、どんどん改良してやっと1台の完成モデルができ上がります。やっとなつた1台なのです。それを展示会で発表したり、投資を受けるために大々的に外に対してのPRをしていきます。それを見て、だれか体力のある会社がそれを見ただけで全く同じものを大量に生産されてしまう。じゃあ、その会社はつくる能力があるのかというと、スタートアップですので、量産体制はこれから整えるところである以上、現段階では生産能力がない、生産したいのだけれども、それができないという状況です。このような体力の非対称が存在している状況の中でも、小さなプレイヤーが保護されるようにしていただきたいと思いますというのがお願いです。そのような観点で議論を進めていただけると大変ありがたいと思っています。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

それでは、田村委員、お願いしていいですか。

○田村委員 どうもありがとうございます。私のほうからは、大体、設楽先生と現状認識が似ているのですけれども、最後、少し異なるところもございますので、お話しさせていただこうと思います。

まず導入の実益がどこにあるかという議論がございました。それで、私自身は完全な吐き出しは、これは逆にイノベーションを妨げると思っています。侵害者の特許やほかのイノベーションなど侵害者特有の利益を上げる事情があったときに、侵害しているとそこまで丸取りされるというのでは逆にイノベーションを妨げるように思います。そこで、完全な吐き出しは好ましくなく、これは配分の問題だろうと思っています。

さて、ではどのような推定覆滅事由があるか、あるいはどのように配分されるべきかということが議論されていまして、2つ大きく問題があると思います。それは、1つは市場に競合品が存在する場合、もう一つは代替製品もなく、またごみ貯蔵器事件のケースのように極めて例外的に外国で損害が発生するという事情もない、そのような意味で不実施の特許権者をどうするかという問題です。競合品につきましては、本来、侵害がなかったとしたならば競合会社に行くべき利益が侵害者の手元に残っていることをどう考えるかという問題です。ただ、これについては設楽先生から御紹介がありましたとおり、近時の知財高裁大合議判決によって、そう滅多なことでは覆滅が認められないということになってい

ますから、実益はかなり減っているというふうに思われます。そういたしますと、最大の問題点はやはり不実施のケースで、中畑委員が気になされていたような不実施の特許権者をどう保護していくのか、これについてはまだ完全な解決が図られていないように思います。

不実施のケースを中心に考えていくとなりますと、やはり逆にトロール問題があり、吐き出しはますますおかしくなってしまうので、吐き出しという表題で議論するよりは侵害者利益の適切な配分というマインドセッティングで議論してはいかがかと思っています。この点に関して設楽先生からは、私の言っているような意味の不実施の場合でも認めることができる3項の相当実施料額についての最近の知財高裁の大合議、あるいは今回の令和元年の改正のお話がありました。それはおっしゃるとおりだと思いますし、5%の相場で10%を認めたという大合議の重みは非常に大きく、今後への影響もあると思います。

ただ、侵害者の利益が仮に30%や40%であるなど、ものすごく儲けているといった事情を相当実施料額のほうに反映できないか、これは私の昔からの見解なのですが、そのように考えていまして、もしそういった形で侵害者の利益が非常に上がっているときに、裁判所がそれも考慮に入れて事後的に見て相当な損害額を算定していただけるというのであれば、かなりの程度、利益配分が実現できると思います。今後、この見直しの作業は続いていくということですから、裁判所のほうでそのような判断がなされるかどうか注視していくことが望ましいかと思っています。今までそれほど利益は注目されていないのですけれども、注視していくと共に、もし余り動きがないようでしたら、3項の損害額の算定の仕方を定める4項の中に侵害者利益を参酌して算定することもできる旨の規定を書き入れるということが、あり得るのではないかと思います。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

松山委員、お願いいたします。

○松山委員 私のほうから手短にお話しさせていただこうと思います。議論をいろいろいただいた中に出尽くしている感がありまして、結論的なところで言いますと、利益吐き出し制度という制度自体はあり得るかなと私自身は思っているのですが、今現在、令和元年、令和2年と大合議の判決が出ており、これに従い十分な金額が算定できる状況なのではないか、今これらの判決がある中で本当にまだ適切な金額が算定できないという話が出てくるのかを確認していったほうがいいのかなどは思っております。実感としまして

は、高額な賠償金が認められやすくなっているように思いますし、元々実務では限界利益という考えであったと思いますが、この点もより明確になったかと思います。また、最終的な金額にもっとも影響するのは、推定覆滅というところだと思いますが、結局競合品の存在など、さっきから話に出ているように侵害者が利益を持っていて、でもそれは特許権者が得られたはずの利益でもなく、第三者が得られたはずの利益であるようなときに、じゃあ侵害者が持っていていいのか、特許権者に吐き出せばいいのではないかなというふうな、田村先生がおっしゃっていたような視点での議論なのかなというふうには思っておりまして、ただこの推定覆滅も現行の制度・裁判例の下で、その競合品の範囲を上手に狭く調整するなどいう形で、適切な範囲の金額になるような調整がされているのではないかなというふうに思っております。要は、指針となる裁判例も出て、更に法改正もあったばかりという状況ですので、これで実務を回していき、更にまだ足りない何かニーズがあるのであれば、また考えていくという形でいいのではないかなと思っております。

○玉井委員長　ありがとうございます。

黒田委員、お願いいたします。

○黒田委員　黒田です。私からも手短かに申し上げます。ざっくりとした話で恐縮なのですが、もしこの利益吐き出し型という制度を設けるとしたら現在の2項に替えてか、あるいは2項と併存させて設けるかという二択があるかと思いますが、今までの話を踏まえると、恐らく2項を残しつつ新しい条文を設けるということになってきているのではないかと思います。その場合に、2項で算定される損害額か、利益吐き出し型によって算定される額と一緒にだとすると、その存在意義がなくなってしまうので、これと金額が違うことになるのだろうと考えられ、今までの話を踏まえると、金額は2項で算定される額よりも大きくなるべきなのだろうというふうに思います。その場合にこの違いの根拠を説明できるようにしなくてははいけませんし、追加的な要件というのにも必要になるのではないかと思います。その場合に、もし追加的な要件として主観的な要件を課すということになるとすると、現状の証拠収集制度では立証の点で難しいのではないかと考えます。そうすると、結論としては、制度導入についてはまだ早いという感じがいたしまして、引き続き検討ということによろしいのではないかなと思います。

以上です。

○玉井委員長　ありがとうございます。

長澤委員、お願いしてよろしいですか。

○長澤委員 長澤です。今回のお話はもともと筋が悪く、ほかの国が損害賠償額が高くて日本だけが遅れているというところから始まってしまっており、最初に話が出たのは懲罰的な賠償を導入したらどうかという話で、それが無理そうだから利益吐き出し型訴訟になったような経緯を感じています。設楽委員がおっしゃったように、通常の運用の中での損害賠償額における覆滅事由の運用についてはとても改善されたと思っています。知財高裁が出した2つの判決はかなり覆滅事由について考慮されたものだと思います。ですので、今回、利益吐き出し型の損害賠償の制度をつくるということについては、基本的にはつくらなくていいであろうと思っています。

特に「利益吐き出し型」という言葉も余りよくありません。特例みたいなものを設けにくいという話、さらに、主観的な要件を特許法には入れにくいという話、すなわち、故意や悪意の有無を法律には非常に入れにくいという話がありましたので、利益吐き出し型の今回の制度をつくるのは現時点では無理だと思います。日本の特許の数というのは有効な権利が200万件ぐらいあって、それをたった1件でもたまたま引つかかってしまったものに対して利益を吐き出しなさいとするのは当然やるべきではありません。そうするとどうい場合に利益を吐き出しさせたいかという、先ほど中畑委員がおっしゃったようなケースというのはあると思うわけです。スタートアップさんが例えば何かをつくられて、それが非常にいい製品であったから、大企業が今度は力づくでそれと同じようなものをつくるのが考えられます。その場合、私はこんなことはしませんけれども、大企業に悪意があると価格設定を利益が出ない価格設定にして、その中小企業もしくはスタートアップグループをつぶしにかかるでしょう。そのときに、利益がゼロだから、覆滅がゼロであっても損害賠償がゼロになってしまうなんということがやはり起こらないようにしてほしいです。

それから、あと他国企業が侵害物をつくって日本に送り込んでくることがあります。日本企業がつくっているものに対して半分に満たない値段で売ってきます。そうすると、彼らの利益はほとんどないのですが、日本企業が撤退するのを待って、撤退したら値段を変えろというような戦略もあります。差止請求をすればいいではないかという話もあるのですが、ある他国企業を差止め、1年かかると、新しく立ち上げた別の他国企業が同じものをまた送りこんでくるというようなこともあります。そのようなケースもあるので、山本敬三先生のこの4ページ目のスライドのこの特有の考慮みたいなところは、引き続き検討していただければありがたいと思います。

利益吐き出し型とか懲罰的賠償ということではなく、実際にどういうことが起こっているのかということ、先ほどの中畑委員の話や、私どもが考えていることとかを聞き込んでもらい、それをもとにもう一度一から考え直してはどうかと思います。

ありがとうございました。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 私どもユーザーの立場といたしましては、3ページ目にまとめていただきましたパブリックコメントの中の導入に慎重な意見がほとんどそのままだと思っております。これまでの意見を拝聴いたしましても、利益吐き出し型賠償制度を導入すべしという御意見はなかったと思ひまして、あとは継続審議をなさるかどうかなという問題なのですが、私といたしましては、令和元年、102条法改正の下での今後の司法判断の積み重ねをしばらくは見守った上で、それでもなおかつ必要な検討事項が出てまいった場合に、改めて検討の機会をいただければと思います。

以上でございます。

○玉井委員長 ありがとうございます。

浅見委員、お願いいたします。

○浅見委員 最近の判決では損害賠償額も上がっておりますので、前回の法改正の影響を見つつ、必要があれば検討するという方向性に賛成いたします。

1つわからないところがありまして、10ページのドイツの事例のところ、この説明を読みますと、特許権者が全く実施していない場合であっても、利益を吐き出させることができるのかという点です。10ページの139条(2)を見ても直接的な規定がないように読めるのですが、全く実施していない場合でも利益吐き出しの損害賠償を認めることが一般的なのか、実際にそういった判決があるのか、それはどのような考え方に基づくのかというところが理解ができないので、機会があれば御教示いただければと思います。

日本のごみ貯蔵器の知財高裁大合議事件では、海外の特許権者が実施に関与していますので、全く実施していないということとは事情が違うのではないかと考えています。全く実施をしていなくても、侵害者の利益を吐き出させるということになりますと、田村委員、黒田委員がおっしゃったように102条2項を変えるか、条文を新たに設けるかということになると思います。現状でしたら、全く実施していない場合は3項の相当実施料額の請求になると思いますが、4項が追加されて、これまでより増額される可能性も高まると思ひ

ますので、制度の見直しはその影響を見てからでよいのではないかと考えます。

以上です。

○玉井委員長　ありがとうございます。

いろいろな御意見をいただいております。この論点につきましては、先ほどの二段階訴訟とは違いまして、現状を大きく変えるのがいいのかどうかという、そのような問題でございます。これにつきましては、特にスタートアップ、あるいは技術指向型の会社からの声といたしまして、損害賠償の金額が低いと特許制度の意味が乏しくなる、即ち、特許権を取る、侵害を見つける、訴訟を起こす、勝訴する、控訴審でも勝訴する、しかしそれだけやった結果として多くのものが得られないというのでは、特許を取る意味がないのではないかという、特許制度の存在理由にも関わる御指摘をいただいております。その声は大変痛切なものでありまして、制度全体の意義を左右する問題として、よくよく考えねばならないと思います。

しかし他方、当委員会の審議を受けて既に令和元年改正というのが成立しており、その施行以前、即ち今年の4月以前の裁判例におきましても、ずいぶん状況が変わっております。特に、知財高裁が大合議判決をもって新たにいろいろな法理を打ち出しているわけです。2項については令和元年改正でも特に条文の変更はなかったわけですが、それについても運用を変えていただいた、と言えようかと思います。少し手前味噌とはなりますが、この場での御議論が恐らく間接的な形で裁判所のほうにもアピールしたのではないかとの見方もありうると思われまして、そういった意味では、条文を変えなかった2項を含め、令和元年改正が所期の作用をしているのではないかというような気もいたします。つまり、仮に条文を変えないということになったとしても、この場で議論をしたことは大いに意味があったということになるだろうと思います。

そして、さらに、この4月1日から、令和元年改正によって改められました1項と3項、それから4項の運用が始まっておりますわけですが、その結果がどうなるかということについても、改正の趣旨を踏まえて裁判所の方で解釈を積み重ねて行かれるのが期待されるわけでございます。そうしますと、更にこの2項を中心とした条文を変えるところまで踏み込むべきかどうかということについては、現時点では少し決めきれないところがあるかと思われます。つまり、これは先ほどの論点と違いまして、問題が煮詰まっているというよりは、まだ煮詰まり切れていないということであろうというわけです。そうしますと、こちらについては少し様子を見て、将来やはり改正がまだ必要だ、条文を変え

る必要があるということが見極められるようになったら、またその段階で考えるということでもよろしいのではないか、そのように考え直す際にはかなりの検討成果が残っている、現時点ではそう考えるほかあるまいというのが、本日の御意見の大勢ではなかったかと思われます。先ほど申しましたように、痛切な問題の御指摘をいただきながらこのように申すのは忸怩たるものがございすけれども、そういった御意見のほうが多かったような気がいたしますので、一応それでこの委員会としてはまとめということにさせていただければと思います。どうもありがとうございます。

(3) 災害等の発生時における割増手数料の取り扱い

○玉井委員長 それでは、もう本当に司会の手際が悪くて時間が押しておりまして大変恐縮でございますけれども、次は「災害等の発生時における割増手数料の取り扱い」につきまして、資料3を基に事務局から手短に御説明をいただければと思います。

○猪俣制度審議室長 1ページを御覧ください。中間とりまとめはなかったのでございますけれども、今般のコロナ禍でユーザーからの声がございましたので、今般、可能でございましたら法改正をしたいというふうに考えているものでございます。

特許料の追納の規定でございます。特許権の権利期間が仮に期間を徒過した場合でありましても、追納期間6ヵ月でありますと、これを割増特許料も追加を合わせて納付しますと権利が存続するということになっております。この割増特許料につきましての額については102条の2項を御覧ください、その特許料と同額の割増手数料を納付しなければならないということでございます。したがいまして、※1が書いておりますとおり、10年目、請求項10でございますと普通の特許料は11.4万円なのですけれども、この割増特許料を払えば6ヵ月に限り期間を徒過した場合でも、合計22.8万円となりますが、権利が存続できるということでございます。ただ、今回のコロナ禍におきまして、ユーザーからやむを得ない理由により期間を徒過した場合にも割増特許料も納付しなければならないことについては不合理であるという意見も多数寄せられたところでございます。

2ページ目を御覧ください。こうした御意見を踏まえまして、災害などの理由によって特許料納付期間を徒過した場合に、割増特許料のほうについては納付を免除するということにしたいというふうに思っております。こうしたものにつきましては実用新案法、意匠法という法律でも同じような観点かと思っておりますので、4法合わせというふうに思っており

ます。

中間とりとまとめにはございませんでしたけれども、コロナ禍で出てきたニーズということで、時期通常国会を見据えて法改正をしていきたいというふうに思っております。参考で書いておりますけれども、各国でも一部の国では同じような対応がなされているということで、日本も今回の法改正をして対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○玉井委員長 それでは、今の御説明に関して自由に御議論いただきたいと思いますが、御質問、御意見がございますでしょうか。

では、近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 どうも御説明、ありがとうございます。手短に申し上げます。新型コロナウイルスの感染は世界中に広がっており、現在、我々人類にとっては非常事態と言えると思います。そのような非常事態のためにやむを得ず期間を徒過した場合に割増料金を免除するということに対しては賛成したいと思います。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員 ありがとうございます。このような御提案をいただきまして、実務家としては大変うれしく思います。時期通常国会というお話もございましたけれども、本音で申し上げますと明日からでもすぐに導入していただきたいというところがございますので、ぜひ進めていただければと思っております。

よろしく申し上げます。

○玉井委員長 萩野委員、お願いいたします。

○萩野委員 私も同じく事務局の案に賛成です。今回のコロナ等の対応として、実態に配慮いただいた提案であると受け止めております。このようなニーズは企業側にはありますので、ホームページなどを通じた広報、外部からも簡単に知り得る方法で特例適用の有無を知らせていただけるとありがたいのですが、我々少人数で日々のことに追われている現実がありますので、もちろん特許庁のホームページのみならず、それに加えて商工会議所や自治体の、私どもであれば東京や埼玉の産業振興公社だとか、そういった知財センターなどからも連絡をいただけるとありがたく助かります。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

それでは、浅見委員、お願いいたします。

○浅見委員 私も方向性に賛成いたします。法改正を進めていただければと思います。

2 ページに欧州の免除が書かれていまして、ここでははっきりと、いつのものをいつまでに追納しなさいと記載されています。実際に支払いができない場合に適用していただくのはいいのですが、それが便乗になったり、できるようになっているのにそれを使ったりというようなことがないように、ガイドライン等で決めていただいて、周知徹底していただければと思います。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

これは今日のコロナ対応ということで早急に立法が必要なことがございまして、先ほどの論点とも関係しますけれども、事務局としてはとにかく早急にやらなければいけないことをまずやるという姿勢で臨んでいただけるものと思います。

特にないようでございましたら、以上をもちまして本日の議論を終了したいと思います。

最後に、今後のスケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 御審議いただきまして、ありがとうございました。次回の開催日時は来月、12月8日火曜日、15時から17時を予定しております。議題につきましては、第三者意見募集制度、いわゆるアミカスブリーフ制度、そして権利回復制度の見直し、3番目に模倣品の越境取引に関する規制の必要性につきまして、これは11月6日、商標制度小委でも議論させていただいたことですが、それについてを予定しております。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第43回特許制度小委員会を閉会いたします。

本日は長時間、御審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会